

国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学位規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学位規程</p> <p>平成16年4月1日 16 教 規程第22号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(学位の種類)</p> <p>第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士(専門職)とし、学位の授与に当たっては、それぞれ次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。</p> <p>学士(農学) 学士(獣医学) 学士(工学) 修士(工学) 修士(農学) 修士(学術) 博士(工学) 博士(農学) 博士(学術) 技術経営修士(専門職)</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>(博士の学位論文の審査委員)</p> <p>第10条 本学大学院の博士後期課程に在学する者(第6条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該学生の指導教員(学則第51条第3項に規定する者をいう。)</p> <p>二 論文にかかわる専門分野の当該学府及び連合農学研究科の教員(学則第51条第3項に規定する者をいう。)3人以上</p> <p>2 工学府又は生物システム応用科学府における第5条及び第6条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の当該学府の教員5人以上とする。</p> <p>3 前2項の審査委員には、指導教員(学則第51条第3項に規定する者をいう。)となり得る資格を有する当該学府の教員3人以上を含ませるものとする。</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(学位の種類)</p> <p>第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士(専門職)とし、学位の授与に当たっては、それぞれ次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。</p> <p>学士(農学) 学士(獣医学) 学士(工学) 修士(工学) 修士(農学) 修士(学術) 博士(工学) 博士(農学) 博士(学術) <u>博士(生命科学)</u> 技術経営修士(専門職)</p> <p>第3条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p>(博士の学位論文の審査委員)</p> <p>第10条 本学大学院の博士後期課程に在学する者(第6条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該学生の指導教員(学則第51条第4項に規定する者をいう。)</p> <p>二 論文にかかわる専門分野の当該学府及び連合農学研究科の教員(学則第51条第4項に規定する者をいう。)3人以上。<u>ただし、生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻にあつては、うち1人以上を、指導教員(学則第51条第4項に規定する者をいう。)となり得る資格を有する早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻の教員とすること。</u></p> <p>2 工学府又は生物システム応用科学府における第5条及び第6条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の当該学府の教員5人以上とする。</p> <p>3 前2項の審査委員には、指導教員(学則第51条第4項に規定する者をいう。)となり得る資格を有する当該学府の教員3人以上を含ませるものとする。</p>	

4 工学府教授会又は生物システム応用科学府教授会が必要と認めたときは、本学の他の学府、各研究科及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。

第11条～第20条 省略

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、「東京農工大学」と付記するものとする。

第22条 省略

第23条 学士、修士、博士及び修士（専門職）の学位記の様式は、別表1から別表13までのとおりとする。

第24条～第26条 省略

附 則 省略

別表1～13 省略

4 工学府教授会又は生物システム応用科学府教授会が必要と認めたときは、本学の他の学府、各研究科及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。

第11条～第20条 省略（現行どおり）

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、「東京農工大学」と付記するものとする。ただし、共同教育課程に係る学位については、当該共同教育課程を構成するすべての大学名を付記するものとする。

第22条 省略（現行どおり）

第23条 学士、修士、博士及び修士（専門職）の学位記の様式は、別表1から別表14までのとおりとする。

第24条～第26条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表1～13 省略（現行どおり）

別表14（第23条関係）

早 稲 田 大 学	東 京 農 工 大 学	年 月 日	博士（生命科学）の学位を授与する 先進健康科学専攻の博士後期課程を修了したので び早稲田大学理工学術院先進理工学研究科の共同 東京農工大学大学院生物システム応用科学府及	生 氏 年 月 日 名	本籍地（都道府県名）	学 位 記
印	印					

附 則（22教規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。